

ホームヘルプステーション松崎十字の園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設するホームヘルプステーション松崎十字の園（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業および介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームヘルプステーション松崎十字の園
- (2) 所在地 賀茂郡松崎町江奈157番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1人

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 2.5人以上

訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1人（常勤兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から17時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の実施地域の境から片道5キロメートル未満 1,000円
- (2) 通常の実施地域の境から片道5キロメートル以上 1,500円
- (3) 通常の実施地域の境から片道10キロメートル以上は利用者等と協議し決定した額とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松崎町、西伊豆町とする。

(虐待防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、実務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、全ての介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2002(平成14)年 4月 1日から施行する。

- 2004(平成16)年 6月 1日改訂
- 2005(平成17)年 2月 1日改訂
- 2005(平成17)年 5月13日改訂
- 2006(平成18)年 3月20日改訂
- 2007(平成19)年11月 1日改訂
- 2010(平成22)年12月 1日改訂
- 2013(平成25)年11月 1日改訂
- 2014(平成26)年 3月 1日改定
- 2024(令和6)年 3月 1日改定